

TOPICS

電気自動車、ハイブリッド自動車の整備業務に係る特別教育が変わります！

近年普及が進んでいる電気自動車やハイブリッド自動車などは、対地電圧が50ボルトを超える大型のバッテリーを内蔵していることから、**感電による労働災害を防止**するため、従来から、電気自動車等の整備の業務に労働者を就かせるときに、**低圧電気取扱業務に関する特別教育を実施することが義務づけられていました。**



しかし一般の低圧電気取扱業務の特別教育には、配電設備、変電設備等の内容が含まれますが、これら自体は電気自動車等に搭載されていない一方で、**電気自動車等の整備業務に特有のインバーター、コンバーター、サービスプラグ等の内容は明示されていませんでした。**



このため、厚生労働省では、「電気自動車等の整備業務に必要な特別教育のあり方に関する検討会報告書」を踏まえ、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）と安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号）を改正し、**電気自動車等の整備業務における必要かつ十分な教育内容となるよう、見直し**を行いました。



見直しの結果、特別教育の対象となる電気取扱業務（低圧電気取扱業務）から、**電気自動車等の整備業務を切り離し、対象業務として新たに規定**されました。

（労働安全衛生法第59条第3項、労働安全衛生規則第36条第4号の2 2019年8月8日公布・告示、同10月1日施行・適用）

○上記に伴い新たな特別教育の科目・範囲・時間が下記の通り規定されます。（安全衛生特別教育規程第6条の2）

	科目	範囲	時間
学科教育	低圧の電気に関する基礎知識	低圧の電気の危険性 短絡 漏電 接地 電気絶縁	1時間以上
	低圧の電気装置に関する基礎知識	電気自動車の仕組みと種類 コンバーター及びインバーター 配線 駆動用蓄電池及び充電器 駆動用原動機及び発電機 電気使用機器 保守及び点検	2.5時間以上
	低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	絶縁用保護具、絶縁工具及び絶縁テープ 検電器 その他の安全作業用具 管理	0.5時間以上
	電気自動車等の整備作業の方法	充電回路の保護 作業者の絶縁保護 サービスプラグの取扱いの方法 停電回路に対する措置 作業管理 救急管理 災害防止	1時間以上
	関係法令	労働安全衛生法令中の関係条項	1時間以上
実技	電気自動車等の整備方法		1時間以上

○以上のように今回の改正では、より実務業務に沿った内容へと変わっています。そのため今回の改正では経過措置として、「以前（令和元年10月1日以前）に低圧電気取扱業務に関する特別教育を受けたことがある労働者は、再度教育（電気自動車等の整備業務に関する特別教育を新たに受け直すこと）を行う必要はない」とされていますが、実際の作業時の安全を考えれば出来るだけ受講されることが望ましいでしょう。

尚、下記の下記の自動車整備士技能者で、業務に必要な教育又は研修の受講歴等から低圧の電気の危険性に関する基礎知識を有していると認められるものは、労働安全衛生規則第37条に基づき学科教育の科目のうち「低圧の電気に関する基礎知識」の部分を省略することができます。

1 一級大型自動車整備士 2 一級小型自動車整備士 3 一級二輪自動車整備士 4 二級ガソリン自動車整備士 5 二級ジーゼル自動車整備士 6 二級自動車シャシ整備士 7 二級二輪自動車整備士 8 三級自動車シャシ整備士 9 三級自動車ガソリン・エンジン整備士 10 三級自動車ジーゼル・エンジン整備士 11 三級二輪自動車整備士 12 自動車電気装置整備士